

検討事項案その7 (第6 判断の作成及び手続の終了について)

【 目 次 】

- 1 仲裁判断の基準について
 - (1) 当事者が指定できる仲裁判断の基準の範囲について
 - (2) 当事者が一国の法を仲裁判断の基準として指定した場合の解釈について
 - (3) 当事者が判断基準を指定しない場合の規律について
- 2 複数の仲裁人で構成される仲裁廷の意思決定（評決）の在り方について
- 3 仲裁手続中に成立した和解の取扱い等について
 - (1) 仲裁手続中に成立した和解の取扱いについて
 - (2) 仲裁人による話し合いによる解決のあっせんについて
- 4 仲裁判断書の方式及び内容について
 - (1) 仲裁判断書の記載事項及び仲裁人の署名について
 - (2) 仲裁判断書の送付について
- 5 仲裁判断の効力について
- 6 仲裁手続の終結等について
 - (1) 仲裁手続の終結について
 - (2) 仲裁廷の任務終了について
- 7 仲裁判断の訂正（更正）及び解釈（補足説明）並びに追加的仲裁判断について
 - (1) 仲裁判断の訂正（更正）及び解釈（補足説明）について
 - (2) 追加の仲裁判断について

1 仲裁判断の基準について

(1) 当事者が指定できる仲裁判断の基準の範囲について

【初出】(参考：仲裁検討会資料 13 の V)

仲裁廷が本案に関する仲裁判断をする際の基準として、当事者は次のような基準をいずれも指定することができると考えてよいか。また、このうち、オについては、明示の指定を必要とすべきと考えることでよいか。

ア 法（制定法，慣習法等）

イ 条理

ウ 未発効の条約，改正前の法律，モデル法（模範法）等

エ 複数の国の法（準拠法の分割指定）

オ 衡平と善（ex aequo et bono）

カ その他

【説明】

仲裁判断の基準につき、モデル法（模範法）は、当事者が合意により指定できる基準の範囲及びその指定の要件について定めた上、当事者が指定しなかった場合の規律につき定めている。当事者が指定できる基準の範囲及び要件をどのように考えるかにつき御議論いただきたい。

基準の範囲について、モデル法（模範法）によれば、当事者は、上記のアないしオをいずれも指定できるものと解される。

また、要件については、モデル法（模範法）は、当事者が明示の授権をした場合に限り、衡平と善を仲裁判断の基準とすることを認めており、他の基準の指定の場合より要件を加重している。

【コメント】

- ・ 仲裁が当事者の合意に基礎を置く私人による紛争解決であることを強調すれば、仲裁判断の基準についても、原則として当事者が自由に定め得るものと考えられる。
- ・ モデル法（模範法）は、衡平と善を判断基準として定めうるとするとともに、仲裁廷が友誼的仲裁人として仲裁判断を下すことを授権することができるとし

ているが、両者の関係についてはどのように整理すべきか検討する必要がある。

(参考)

- ・ モデル法（模範法）第28条〔紛争の実体に適用される規範〕
 - 「(1) 仲裁廷は、当事者が紛争の実体に適用すべく選択した法の規範に従って紛争を解決しなければならない。一国の法又は法制のいかなる指定も、別段の合意が明示されていない限り、その国の実質法を直接指定したものであって、その国の法抵触規則を指定したものではないと解釈しなければならない。
 - (3) 仲裁廷は、両当事者が明示的に授権したときに限り、衡平と善により、又は友誼的仲裁人として判断しなければならない。」
- ・ ドイツ法第1051条〔適用すべき実体法〕
 - 「(1) 仲裁裁判所は、当事者が紛争の実体に適用するとした法規に従って紛争について判断しなければならない。一定の国の法規の指定は、当事者が明示的に異なる合意をしている場合を除き、その国の実質法を直接に指定したものであって、抵触法を指定したものではないと解釈しなければならない。
 - (3) 仲裁裁判所は、当事者が明示的に授権している場合に限り、衡平に従い判断しなければならない。」
- ・ 韓国法第29条〔紛争の実体に適用されるべき法〕
 - 「(1) 仲裁判断部は、当事者が指定した法に従って仲裁判断を下さなければならない。特定国家の法または法体系が指定された場合、別途に明示されていない限り、その国家の涉外私法でない紛争の実体に適用されるべき法を指定したものとみなす。
 - (3) 仲裁判断部は、当事者が明示的に権限を付与した場合に限り、衡平と善に従って仲裁判断を下すことができる。」
- ・ 英国法第46条〔紛争の対象物に適用される規則〕
 - 「(1) 仲裁廷は、紛争対象物について
 - (a) 両当事者によって紛争の対象に適用するとして選択された法律に従い、もしくは、
 - (b) 両当事者が合意する場合には、両当事者によって合意されたもしくは仲裁廷によって判断された他の考慮要因に従って、解決しなければならない。」
- ・ 仲裁法試案2001年改訂（平成14年。仲裁研究会）第30条〔仲裁判断の基準〕
 - 「(1) 仲裁人は、法に従って仲裁判断をしなければならない。但し、当事者が判断の基準について別段の合意をした場合には、合意した判断の基準によるものとする。」

(2) 当事者が一国の法を仲裁判断の基準として指定した場合の解釈について

【初出】(参考：仲裁検討会資料13のV)

当事者が一国の法を仲裁判断に際し適用すべき法として指定した場合には、モデル法（模範法）第28条第(1)項にならば、原則として、その国の実質法を仲裁判断の基準として指定したと解釈するものとするかどうか。

【説明】

国際的な仲裁において、当事者が、仲裁判断に際し適用すべき法として一国の法を指定した場合には、仲裁判断の基準となる準拠法を指定するための抵触法規則を指定する意思を有している場合と、端的に仲裁判断の基準としての実質法を指定する意思を有している場合とがあり得るところ、当事者の意思は、常に明確に表示されているとは限らない。

モデル法（模範法）は、この場合の争いを避けるため、別段の意思が表示されていない限り、実質法を指定しているものと解釈すべきものとするとの規定を設けている。

規定の要否を含め、御意見を賜りたい。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第28条第(1)項〔紛争の実体に適用される規範〕（前掲）
- ・ ドイツ法第1051条第(1)項〔適用すべき実体法〕（前掲）
- ・ 韓国法第29条第(1)項〔紛争の実体に適用されるべき法〕（前掲）
- ・ 英国法第46条〔紛争の対象物に適用される規則〕
「(2) 1つの国の準拠法の選択は、抵触の法の選択ではなく、その国の実体法の選択を意味する。」

(3) 当事者が判断基準を指定しない場合の規律について

【初出】（参考：仲裁検討会資料13のV）

当事者が仲裁判断の基準につき指定しない場合の規律につき、どのように考えるか。

（A案）モデル法（模範法）第28条第(2)項にならば、仲裁廷は、相当と認める法抵触規則により決定される法に従って仲裁判断をしなければならないものとする。

（B案）仲裁廷は、仲裁の目的が最も密接に関連している国の法に従って仲裁判断をしなければならないものとする。

【説明】

A案は、仲裁廷が抵触法規則を選択し、その適用の結果準拠法を決定することにより、予測可能性と法的安定性を増すことができるとの考え方である。

B案は、ドイツ、韓国等が採用する立場であり、A案を採った場合にも必ずしも、予測可能性と法的安定性が増すとは言えないこと、仲裁廷が準拠法を直接決定する方が簡明であり、実務のあり方にも沿っていることを根拠とする。

(参考)

- ・ モデル法（模範法）第28条〔紛争の実体に適用される規範〕
「(2) 当事者の指定がなければ、仲裁廷は、適用されると認める法抵触規則によって決定される法を適用しなければならない。」
- ・ ドイツ法第1051条〔適用すべき実体法〕
「(2) 当事者が適用すべき法規を指定していないときは、仲裁裁判所は、手続の対象が最も密接に関係している国の法を適用しなければならない。」
- ・ 韓国法第29条〔紛争の実体に適用されるべき法〕
「(2) 第1項の指定のない場合、仲裁判断部は紛争の対象ともっとも密接な関連のある国家の法を適用しなければならない。」
- ・ 英国法第46条〔紛争の対象物に適用される規則〕
「(3) 準拠法の選択あるいは合意が存しない場合、仲裁廷は、適用されると考えられる、抵触の法の原則に従って判断された特定の法律を適用する。」
- ・ 仲裁法試案2001年改訂（平成14年。仲裁研究会）第30条〔仲裁判断の基準〕
「(2) 仲裁人は、適当と認める法の抵触に関する法則によって決定される法を適用しなければならない。当事者が紛争の実体に適用すべき法を指定している場合には、仲裁人は、その法を適用しなければならない。」

2 複数の仲裁人で構成される仲裁廷の意思決定（評決）の在り方について

【初出】

仲裁廷が二人以上の仲裁人で構成される仲裁手続においては、

- (1) モデル法（模範法）第29条に準じ、仲裁廷の判断又は決定は、当事者間に合意のある場合を除き、その全員の過半数の意見により決するものとする
ことによいか。
- (2) 実体判断以外の手続的事項について、両当事者又は仲裁廷を構成する仲裁人全員が一人の仲裁人に権限を与えた場合などの要件を満たす場合に、その仲

裁人が単独で決することができるものとするものでよいか。できるものとする場合、その手続的事項とはどのようなものとするべきかについて、なお検討する。

【説明】

枠内(1)に示した考え方は、仲裁廷が複数の仲裁人で構成される場合の意思決定（評決等）について、当事者の合意がない場合の標準として、過半数の意見により決することとしたものである。当事者がこれと異なる合意をすることは差し支えない（たとえば、全員一致とするなど）が、仲裁の実効を確保する見地から、標準的な評決の在り方としては、過半数原則によることに合理性が見いだされると考えられる。

また、枠内(2)の記載は、(1)の原則を前提としつつ、仲裁手続の円滑な進行を図る見地から、手続的事項について、単独の仲裁人（後記のとおり、モデル法（模範法）第29条は、仲裁廷長（統轄仲裁人）(presiding arbitrator)を挙げている。なお、presiding arbitratorの訳語については、検討する必要がある。)に所定の要件の下にその決定権限を与えることの当否を問題とするものである。仲裁廷長（統轄仲裁人）等に一般的な仲裁手続の指揮権を含む一定の手続的事項についての決定権限を与えることは、通常、問題となる事項の迅速処理と仲裁手続の円滑な進行に資するものと考えられる。しかしながら、モデル法（模範法）第29条がいう手続的事項についての判断とそうでないもの（実体に関する判断）との区別が何かは一義的には明らかではなく、また、手続的事項のうち授權の対象となるのはどのようなものかも問題となるため、検討する必要がある。

（注） モデル法（模範法）第29条は、後記のとおり、仲裁廷長（統轄仲裁人）(原文はpresiding arbitrator)に手続的事項についての決定権限を付与することができるとしているが、presiding arbitratorの意義・定義については規定していない。通常は、合議体の長たる仲裁人として仲裁手続の指揮に当たり、あるいは合議体を対外的に代表する者をいうものと解される。

（参考）

・ モデル法（模範法）第29条

「複数の仲裁人による仲裁手続においては、仲裁廷のいかなる決定も、当事者が別段の合意をしていない限り、全構成員の過半数による。但し、手続問題については、両当事者又は仲裁廷の全構成員によって授權されたときは、仲裁廷長〔統括仲裁人〕が決定することができる。」

- ・ ドイツ法第1052条（仲裁人の合議体による判断）
 - 「(1) 当事者が異なる合意をしている場合を除き、2人以上の仲裁人による仲裁手続においては、仲裁裁判所の判断は仲裁人の過半数によってしなければならない。
 - (2) 1人の仲裁人が評決に参加することを拒否したときは、当事者が異なる合意をしている場合を除き、この者を除く仲裁人が、判断をすることができる。評決を拒否している仲裁人を除いて仲裁判断を評決するときは、このことを予め当事者に通知しなければならない。仲裁判断以外の判断については、当事者に対して評決行為を事後に通知しなければならない。
 - (3) 個別の手続問題については、裁判長たる仲裁人は、当事者又は仲裁裁判所の他の仲裁人が授権した場合には、単独で判断することができる。」
- ・ 韓国法第30条〔仲裁判断部の意思決定〕
 - 「当事者間に別途の合意のない場合、3人以上の仲裁人で構成された仲裁判断部の意思決定は過半数の決議による。ただし、仲裁手続は当事者間の合意がある場合、または仲裁人全員が権限を付与した場合には、手続を主宰する仲裁人が単独でこれを決定することができる。」

3 仲裁手続中に成立した和解の取扱い等について

（注）本稿においては、「和解」は、仲裁手続外で当事者間の自主的な交渉によって成立したものを念頭にしている。

仲裁手続を主宰する仲裁人がいわゆる調停人（conciliator）又はこれに類する立場の者として折衝に当たり、調停案や和解案を提示する等する形態のものについては、仲裁人と調停人等とを兼ねることの許否、許容されるための要件等に関して問題があり、「和解」とは別に検討する必要がある。

この問題は、後記(2)において取り上げている。

(1) 仲裁手続中に成立した和解の取扱いについて

【初出】

仲裁事件の係属中当事者間に仲裁の目的たる紛争について和解が調ったときの取扱いについて、例えば、モデル法（模範法）第30条に準じ、次のとおりとすることはどうか。

ア 仲裁廷は、仲裁手続を終結する旨の決定をしなければならないとしたうえ、公の秩序に反しない等所定の要件を満たす限り、当事者双方の申立てにより、後記4の方式に従い、合意内容を記載した仲裁判断書を作成しなければならない。

イ アにより和解の内容を記載した仲裁判断書を作成したときは、その記載は、本案についての仲裁判断と同一の効力を有する。

【説明】

当事者は、仲裁手続中いつでも和解することができ、和解により仲裁手続は終結されるべきものと解されるが、枠内に示した考え方は、当事者双方の申立てにより、和解内容を合意に基づく仲裁判断の形式で記録することとし、和解内容に基づく後の強制執行の途を用意しておくというものである。

ただし、合意の内容の適法性をコントロールする見地から「公序に反しない限り」といった限定を付することが必要になると解される。この点について、モデル法(模範法)第30条第(1)項は、「仲裁廷に異議がな」いときに限定している。その趣旨は枠内に示した考え方と軌を一にするものと考えられる。

なお、具体的な規定振り等については、検討する必要がある。

(参考)

・ モデル法(模範法)第30条〔和解〕

- 「(1) 仲裁手続中当事者が紛争について和解したときは、仲裁廷は手続を終結し、かつ両当事者の申立があつて仲裁廷に異議がなければ、その和解を合意に基づく仲裁判断の形式で記録しなければならない。
- (2) 合意に基づく判断は、第31条の規定に従つて作成し、それが判断である旨を記述しなければならない。かかる判断は、本案に関する他のいかなる判断とも同じ地位及び効力を有する。」

・ ドイツ法第1053条〔和解〕

- 「(1) 当事者が仲裁手続において紛争について和解をしたときは、仲裁裁判所は手続を終了する。和解の内容が公の秩序に反しない限り、当事者の申立てに基づいて、仲裁裁判所は、合意文書を記載した仲裁判断の形式により和解を記載する。
- (2) 合意文書を記載した仲裁裁判所は、第1054条に従つて言い渡し、かつ、仲裁判断である旨を記載しなければならない。この仲裁判断は、本案に関する他の仲裁判断と同一の効果を有する。」

・ 韓国法第31条〔和解〕

- 「(1) 仲裁手続の進行中に当事者間に和解が成立する場合には、仲裁判断部はその手続を終了する。この場合、仲裁判断部は当事者の要求に基づきその和解内容を仲裁判断の形式で記載することができる。
- (2) 第1項の規定による和解内容を記載した仲裁判断は、第32条の規定に従つて作成されなければならない、かつ仲裁判断であることが明示されなければならない。
- (3) 和解仲裁判断は、当該事件の本案に関する仲裁判断と同一の効力を有する。」

(2) 仲裁人による話し合いによる解決のあっせんについて

【初出】

仲裁合意の目的となっている紛争に関し、仲裁廷は、当事者に対し、話し合いによる解決を勧め、解決案を提示することなどができるか否かについて、どのように考えるか。

例えば、仲裁廷は、両当事者の同意を得たときに限り、話し合いによる解決を勧め、解決案を提示することなどができるものとするかどうか。

【説明】

仲裁人が合意による解決をあっせんすることなどができるか否かについては、仲裁人が解決案（和解案）を提示することが当事者に対する圧力となる、あるいは、仲裁人が事案についての見解を示すことは仲裁人の不偏独立性と相容れない等の問題点が指摘されている一方、禁止されるものではないとする見解もある。

この点については、英米法の国では厳格に解されているのに対し、大陸法系の国では、実務上、仲裁人による合意解決のあっせんが行われているようである。

現在、UNCITRALの仲裁・調停作業部会において、調停についてのモデル法の策定が検討されているが、当事者に別段の合意のある場合を除き、調停人は調停の対象となった紛争等に関し、仲裁人となることはできないとしている。

枠内に示した考え方は、これと同趣旨の考え方を提示したものである。

なお、この点については、モデル法（模範法）、ドイツ法及び韓国法とも、明文規定は置いていない。

【コメント】

合意による紛争解決のあっせんについては、仲裁廷が複数の仲裁人で構成されている場合には、1人又は複数の仲裁人を指名してその任に当たらせることが考えられる。そのような場合の規律の要否についても検討する必要がある。

また、仲裁人のあっせんにより当事者間に紛争解決についての合意が成立した場合には、前記(1)の和解に基づく仲裁判断におけると同様の取扱いをすることが考えられよう。

（参考）

- ・ UNCITRALモデル調停法案第13条〔調停人と仲裁人の兼任〕
「当事者に合意のある場合を除き、調停人は、かつて調停手続の対象となり、若しくは

現在対象となっている紛争又は当該紛争に係る契約若しくは関連する契約から生じた別の紛争に関し、仲裁人となることはできない。」

* 上記は、事務局による試訳である。

4 仲裁判断書の方式及び内容について

(1) 仲裁判断書の記載事項及び仲裁人の署名について【検討会資料9の 1 参照】

ア モデル法（模範法）第31条第(1)項に準じ、仲裁判断は書面によってしなければならないとしたうえで、仲裁判断書の記載事項として次の事項を規定するものとするかどうか。

- a 当事者
- b 主文
- c 理由又は理由の記載を不要とするときはその事由
- d 仲裁地及び仲裁判断の日

イ モデル法（模範法）第31条第(2)項にならい、当事者が理由又は理由の記載を要しない旨の合意をした場合又は仲裁判断書が第30条の規定により当事者間に調った和解の内容を記載したものである場合には、仲裁判断書に理由を記載することを要しないものとするかどうか。

ウ モデル法（模範法）第31条第(3)項に準じ、仲裁判断は、仲裁判断書に記載された仲裁地及び仲裁判断日においてされたものとみなすものとするかどうか。

エ モデル法（模範法）第31条第(1)項にならい、仲裁判断書には、仲裁判断をした仲裁人が署名しなければならず、ただし、複数の仲裁人で構成される仲裁廷による仲裁手続において、仲裁判断書に署名することに支障がある仲裁人があるときは、仲裁判断書にその事由を記載して過半数の仲裁人が署名すれば足りるものとするかどうか。

【説明】

- ・ 仲裁判断書に仲裁判断の日付を記載したときに、その日に仲裁判断がされたとみなす必要があるかどうかについては、モデル法(模範法)策定の際にも種々

の議論がされたところであるが、例えば、仲裁判断の職権訂正（モデル法（模範法）第33条第(2)項参照）の期間の起算点となるなど、一定の基準となる機能は認められると考えられる。

- ・ 枠内工の考え方は、モデル法（模範法）第29条が、複数の仲裁人で構成される仲裁廷の意思決定に関し、仲裁廷の判断は過半数の意見により決ずるとしているため、仲裁判断書に過半数の構成員の署名を要求して同条の要件を満たしてされた仲裁判断であることを明らかにすることを企図するものである。

【コメント】

- ・ 理由を不要とする事由を必要的記載事項とした場合に支障を生じることはいかにについて検討する必要がある。
- ・ この規定により仲裁人が署名すべき場合に関し、我が国の実情にかんがみ、記名押印をもって署名に代えることができるものとするかどうかを検討する必要がある。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第31条〔判断の形式及び内容〕
 - 「(1) 判断は書面によるものとし、単独仲裁人又は複数の仲裁人が署名しなければならない。複数の仲裁人による仲裁手続においては、仲裁廷の全構成員の過半数の署名があれば足りる。但し欠けている署名につき、その理由を述べることを要する。
 - (2) 判断は、当事者が理由を付すことを要しない旨合意しているか、判断が第30条のもとでの合意に基づく判断でない限り、その依拠した理由を述べなければならない。
 - (3) 判断には、日付及び第20条(1)項に従って決定された仲裁地を記載しなければならない。判断は、その地においてなされたものとみなす。」
- ・ ドイツ法第1054条〔仲裁判断の形式及び内容〕
 - 「(1) 仲裁判断は、書面により作成し、かつ、仲裁人が署名しなければならない。2人以上の仲裁人による仲裁手続においては、仲裁人の過半数の署名があれば足りる。ただし、署名のないことについてその理由を記載しなければならない。
 - (2) 仲裁判断には、理由を記載しなければならない。ただし、当事者が理由の記載を不要とする合意をしている場合又は第1053条の合意文言を記載した仲裁判断である場合には、この限りにあらず。
 - (3) 仲裁判断には、作成の日付及び第1043条第1項により決定された仲裁地を記載しなければならない。仲裁判断は、その日及びその地においてなされたものとみなす。」
- ・ 韓国法第32条〔仲裁判断の形式と内容〕
 - 「(1) 仲裁判断は書面により作成されなければならないが、かつ仲裁人全員が署名しなければならない。ただし、3人以上の仲裁人で構成された仲裁判断部の場合に、過半数にならない一部の仲裁人に署名できない事由があるときには、残りの仲裁人がその事由を

記載して署名しなければならない。

- (2) 仲裁判断には、その判断の根拠となる理由を記載しなければならない。ただし、当事者間に合意がある場合、または第31条の規定による和解仲裁判断の場合には、この限りでない。
- (3) 仲裁判断には、作成日時と仲裁地を記載しなければならない。この場合、仲裁判断は当該日時と場所でなされたものとみなす。」

(2) 仲裁判断書の送付について

【検討会資料9の 2 参照】

モデル法（模範法）第31条第(4)項に準じ、仲裁判断書は、[仲裁人が(1)Eにより署名した謄本]を送付する方法により、仲裁人が当事者に対してしなければならないものとするかどうか。

【説明】

枠内の考え方は、当事者に仲裁判断の内容を確実に知らせるとともに、仲裁判断書の当事者の受領時点（当事者への到達時点）を明確にし、たとえば、仲裁判断取消しの裁判の申立期間等の起算点を画することを企図するものである。

このような手続を仲裁廷が行うものとするのは、厳密には民事訴訟法上の送達に該当しないため、送達との違いを明確にするために送付という語を用いている。ここでいう当事者への送付には、当事者に直接謄本を交付した場合も含むものと考えられる。

【コメント】

- ・ モデル法(模範法)第31条第(4)項は、「a copy signed by the arbitrators」という表現を用いており、日本の法制の中でこれに相応するものが何かについて検討する必要がある。
- ・ 仲裁判断書原本の裁判所への預置制度（公催仲裁法第799条第2項）を廃止することでよいかどうかについては、預置制度の必要性、廃止した場合の問題点等を考慮しつつ検討する必要がある。例えば、預置制度を廃止した場合、仲裁判断の保存義務者について手当をするべきかが問題となる。

（参考）

- ・ モデル法(模範法)第31条〔判断の形式及び内容〕

「(4) 判断がなされたときは、本条(1)項に従って仲裁人が署名した謄本を各当事者に交付しなければならない。」

- ・ ドイツ法第1054条〔仲裁判断の形式及び内容〕

「(4) 各当事者に対して、仲裁人が署名した仲裁判断を送付しなければならない。」

- ・ 韓国法第32条〔仲裁判断の形式及び内容〕

「(4) 第1項ないし第3項の規定により作成・署名された仲裁判断の正本は、第4条第1項ないし第3項の規定により各当事者に送付し、仲裁判断の原本はその送付事実を証明する書面を添付して管轄裁判所に送付し、かつそこで保管する。」

- ・ 公催仲裁法第799条第2項

「仲裁人ノ署名シタル判断ノ正本ハ之ヲ当事者ニ送達シ其原本ハ送達ノ証書ヲ添ヘテ管轄裁判所ニ之ヲ預ケ置ク可シ」

5 仲裁判断の効力について

【初出】

内国仲裁判断について、当事者間において、裁判所の確定判決と同一の効力を有するものとするかどうか。

【説明】

国際商事仲裁を対象とするモデル法（模範法）には、仲裁判断の効力については、それがされた国のいかにかわらず、「拘束力」あるものとして「承認され」、「執行されなければならない。」としているが、ドイツ法及び韓国法では、後記のとおり、裁判所の確定判決と同一の効力を有するとする。公催仲裁法第800条も、同様の規定である。

なお、外国仲裁判断についても、承認又は執行の拒否事由のない限り、我が国においてその効力を有することを承認することになる（ニューヨーク条約第3条参照）。

（参考）

- ・ ドイツ法第1055条〔仲裁判断の効果〕

「仲裁判断は、当事者間において確定判決の効力を有する。」

- ・ 韓国法第35条〔仲裁判断の効力〕

「仲裁判断は、当事者間において裁判所の確定判決と同一の効力を有する。」

- ・ ニューヨーク条約第3条

「各締約国は、次の諸条に定める条件の下に、仲裁判断を拘束力のあるものとして承認

し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従って執行するものとする。この条約が適用される仲裁判断の承認又は執行については、内国仲裁判断の承認又は執行について課せられるよりも実質的に厳重な条件又は高額の手数料若しくは課徴金を課してはならない。」

6 仲裁手続の終結等について

(1) 仲裁手続の終結について

【初出】

仲裁手続の終了について、どのように考えるか。たとえば、モデル法（模範法）第32条第(1)項、第(2)項にならい、次のように考えることはどうか。

ア 仲裁手続の終了事由を次のとおりとする。

- a 終局判断をしたこと。
- b 仲裁に付する申出（仲裁申立て）が取り下げられたこと。
- c 当事者が仲裁手続終了の合意をしたこと。
- d これら以外の理由により、仲裁廷が仲裁手続の続行が不要であり、又は続行が不可能であると認めたこと。

イ アの終了事由がある場合には、aの終局判断をしたことを除き、仲裁手続は、仲裁廷が行う仲裁手続終了決定によって終了するものとするかどうか。

【説明】

仲裁手続は、終局判断がされて終了するほか、その他の事由による終了について、規定を設けることが考えられる。加えて、枠内に記載した事由（aを除く）については、それらの事由の発生や効力の発生について認定を必要とする場合があること、時点を明確化することにも意義が認められることなどにかんがみ、仲裁廷による仲裁手続終了の決定をもって終了するものとする考えられる。

【コメント】

- ・ 枠内アのc及びdが具体的にどのような場合であるかは、必ずしも一義的には明確でなく、規定振りも含め検討する必要がある。
- ・ 仲裁に付する申出（仲裁申立て）の取下げについては、訴訟の場合に準じ（民事訴訟法第261条第1項参照）、相手方の同意（あるいは異議がないこと）のみ

を要件とするか、あるいは、相手方が異議を述べ、相手方が仲裁による紛争解決について正当な利益を有するときは、取下げの効力を有しないとするか（モデル法（模範法）第32条第(2)項(a)参照）について検討する必要がある。そのほか、取下げが認められる時期、相手方に異議があるか否かが判然としない場合の取扱い等も検討する必要がある。

- ・ 本条による仲裁手続終了決定の場合において、時効中断の効力についてどのように考えるか検討する必要がある（この関係で仲裁検討会資料18の5(3)参照）。
- ・ また、モデル法（模範法）第30条は、仲裁手続の途中で当事者間に和解が成立したときは、仲裁廷は、仲裁手続を終結しなければならないとしており、和解の成立も手続終了事由として位置づけるべきではないかについても検討する必要がある（当事者の申出により和解の内容を記載した仲裁判断をする場合を除き、仲裁手続終了決定をすべきものとするのが考えられよう。）。
- ・ 訴訟費用については、「検討事項案その10（第9その他について）」で検討する予定である。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第32条〔手続の終結〕
 - 「(1) 仲裁手続は、終局判断又は本条(2)項に従う仲裁廷の命令により終結する。
 - (2) 仲裁廷は、次のいずれかの場合には、仲裁手続終了の命令を発しなければならない。
 - (a) 申立人が申立を取り下げたとき。ただし被申立人が申立の取下に異議を有し、かつ被申立人が紛争の最終的解決に達する正当な利益を有すると仲裁廷が認める場合はこの限りでない。
 - (b) 当事者が手続の終結に合意したとき。
 - (c) 仲裁廷が、手続の続行をその他の理由により不要又は不可能と認めたとき。」
- ・ ドイツ法第1056条〔仲裁手続の終了〕
 - 「(1) 仲裁手続は、終局判断又は第2項に基づく仲裁裁判所の決定によって終了する。
 - (2) 仲裁裁判所は、次の場合には仲裁手続の終了を決定によって確定する。
 - 1 申立人が、
 - (a) 第1046条第1項による申立てを怠り、かつ、第1048条第4項の場合でないとき、又は、
 - (b) 申立人が申立てを取り下げた場合。ただし、相手方が異議を述べ、かつ、仲裁裁判所が紛争の終局的な解決について相手方の正当な利益を認める場合は除く。
 - 2 当事者が手続の終了を合意した場合。
 - 3 仲裁裁判所の要請にもかかわらず当事者が仲裁手続を進行せず、又は手続の続行が他の理由により不可能である場合。」
- ・ 韓国法第33条〔仲裁手続の終了〕

- 「(1) 仲裁手続は、終局判断または第2項の規定による仲裁判断部の決定により終了する。
- (2) 仲裁判断部は、次の各号の1に該当するときには、仲裁手続の終了の決定をしなければならない。
- 1 申立人が仲裁申立てを撤回した場合。ただし、被申立人がこれに同意せず、かつ仲裁判断部が被申立人に紛争の最終的解決を求める正当の利益があると認める場合には、この限りでない。
 - 2 当事者が仲裁手続の終了に合意する場合
 - 3 仲裁判断部が仲裁手続を続行することが不必要または不可能であると認める場合」

(コメント部分の参考)

- ・ モデル法(模範法)第30条(再掲)

「(1) 仲裁手続中当事者が紛争について和解したときは、仲裁廷は手続を終結し、かつ両当事者の申立があつて仲裁廷に異議がなければ、その和解を合意に基づく仲裁判断の形式で記録しなければならない。」

(2) 仲裁廷の任務終了について

【初出】

仲裁廷の任務終了の事由、時期等について、どのように考えるか。たとえば、モデル法(模範法)第32条第(3)項にならう、原則として、仲裁手続の終結によって終了するものとするかどうか。

【説明】

仲裁廷の任務の終了については、その事由とともに、規定の要否等について検討する必要がある。基本的には、終局判断をするなどして仲裁手続が終結したことをもってその任務も終了すると考えるのが本則と考えられる。

また、例外となるのはどのような場合か、例外事例においては仲裁廷の任務が終了するのはいつかについても問題となる。

【コメント】

モデル法(模範法)第32条第(3)項は、仲裁手続の終結による任務終了の例外として、仲裁判断の訂正、解釈又は追加判断が問題となる場合、及び仲裁判断取消しの裁判の申立てがされ、裁判所が仲裁廷に仲裁手続を再開し、又は取消原因を除去する措置を採る機会を与えるために裁判の停止をした場合を挙げてい

る。特に、 については、ドイツ法のように「差戻し型」を採用するか否かとも
かかわり、仲裁廷の任務終了の事由や時期を一義的には確定し難く、検討する必
要がある。

(参考)

- ・ モデル法(模範法)第32条〔手続の終結〕
「(3) 仲裁廷の任務は、第33条及び第34条(4)項に定める場合を除き、仲裁手続の終
結によって終了する。」

* 第33条は、仲裁判断の訂正及び解釈並びに追加の仲裁判断に関する規定である。
第34条第(4)項は、仲裁判断取消しの裁判が申し立てられた場合において、仲裁廷
は、相当と認め、一方の当事者の申立てがあるときは、仲裁廷に仲裁手続の再開の機
会又は仲裁廷が取消事由を除去する機会を与えるため、期間を定めて裁判手続を停止
することができるとする規定である。

- ・ ドイツ法第1056条〔仲裁手続の終了〕
「(3) 第1057条第2項、第1058条及び第1059条第4項の場合を除き、仲裁
裁判所の任務は、仲裁手続の終了によって終了する。」
- ・ 韓国法第33条〔仲裁廷の終了〕
「(3) 仲裁判断部の権限は、第34条の場合を除き、仲裁手続の終了とともに終了す
る。」

7 仲裁判断の訂正(更正)及び解釈(補足説明)並びに追加的仲裁判断について

(1) 仲裁判断の訂正(更正)及び解釈(補足説明)について

【仲裁検討会資料9の 3参照】

仲裁判断の訂正(更正)及び解釈(補足説明)の可否、要件及び方式につい
て、モデル法(模範法)第33条にならい、次のような規律とすることはどう
か。

ア 仲裁判断の訂正(更正)について

- a 仲裁判断に計算違い、誤記、誤植その他これらに類する誤りがあるとき
は、当事者は、相手方に通知をしたうえ、仲裁判断書を受領した後30日
以内に又は当事者間が合意により定めた期間内に、仲裁廷に対し、その更
正を申し立てることができる。
- b 仲裁廷は、aの申立てを相当と認めるときは、申立てを受けた日から3
0日以内に、仲裁判断の更正決定をしなければならない。

仲裁廷は、必要と認めるときは、bの期間を延長することができる。

c 仲裁廷は、仲裁判断の日から30日以内に、職権により、aに定める誤りを更正することができる。

d b又はcによる仲裁判断の更正は、仲裁判断書の作成に準じ、書面を作成して、更正の主文、当事者、更正の理由及び更正の日付を記載し、第31条第(1)項の定めに従い仲裁人が所定の署名等をしなければならない。

e 仲裁廷は、第31条第(4)項の規定に従い、当事者に対し、仲裁判断の更正書面の謄本(dと同様に仲裁人が所定の署名等をした写し)を送付しなければならない。

イ 仲裁判断の解釈(補足説明)について

a 当事者は、相手方当事者に通知をしたうえ、仲裁判断書を受領した後30日以内に又は当事者間が合意により定めた期間内に、仲裁廷に対し、仲裁判断の特定の個所又は部分について、仲裁判断についての解釈(補足説明)を求める申立てをすることができる。ただし、当事者間にその申立てをすることができる旨の合意がある場合に限る。

b 仲裁廷は、aの申立てを相当と認めるときは、申立てを受けた日から30日以内に、仲裁判断についての解釈(補足説明)を示さなければならない。

仲裁廷は、必要と認めるときは、bの期間を延長することができる。

c aの解釈(補足説明)については、前記アd及びeと同様に、仲裁判断の解釈(補足説明)書面を作成し、当事者に対し、その謄本を送付しなければならない。

d cにより作成された仲裁判断の解釈(補足説明)書面の記載は、仲裁判断の一部とみなす。

【説明】

仲裁判断に違算、誤記等の誤りがあるときは、これを正す手続を設ける必要がある。

また、仲裁にあっては、仲裁人の日常言語と仲裁判断言語とが異なる場合には、仲裁判断後にその真意を明らかにする必要と実益が見いだされると考えられるこ

とから、所定の要件の下にそのような解釈（補足説明）を示す手続を設けることが考えられる。もっとも、仲裁判断に不満を持つ当事者の濫用的申立てを防止する必要もある。枠内のイに示した考え方は、このような認識のもとに、両当事者の合意があること及び仲裁廷が申立てを正当と認めることの2要件のもとに解釈（補足説明）措置を許容するものとしたものである。

（参考）

・ モデル法（模範法）第33条〔判断の訂正及び解釈。追加的判断〕

- 「(1) 当事者が期間につき別段の合意をしていない限り、判断受領の後30日以内に、
- (a) 一方の当事者は、他の当事者に通知して、仲裁廷に対し、判断に存する計算の誤り、書誤り、誤植又はこれと同種の誤りの訂正を申し立てることができる。
 - (b) 当事者の合意があれば、一方の当事者は、他の当事者に通知して、仲裁廷に対し判断の特定の点又は部分の解釈を示すよう申し立てることができる。仲裁廷が申立てを正当と認めるときは、申立て後30日以内に訂正をなし、又は解釈を示さなければならない。解釈は判断の一部となる。
- (2) 仲裁廷は判断の日から30日以内に、本条(1)項(a)に定めるところと同類の誤りを職権で訂正することができる。
- 中略
- (4) 仲裁廷は、必要であれば、本条(1)項又は(3)項のもとでの訂正、解釈又は追加判断をするための期間を延長することができる。
- (5) 第31条の規定は、判断の訂正もしくは解釈又は追加判断に適用する。」

・ ドイツ法第1058条〔仲裁判断の訂正、解釈及び追加〕

- 「(1) いずれの当事者も仲裁裁判所に次の申立てをすることができる。
- 1 仲裁判断における計算違い、書き損じ、誤植又はこれに類する誤りを訂正すること
 - 2 仲裁判断の特定の箇所について解釈を求めること
 - 3 仲裁手続において主張されたが仲裁判断において取り上げられなかった申立てについて追加的仲裁判断をすること
- (2) 前項の申立ては、当事者が異なる期間を合意している場合を除き、仲裁判断を受領した後1ヶ月以内にしなければならない。
- (3) 仲裁裁判所は、1ヶ月以内に訂正又は解釈をしなければならず、また2ヶ月以内に仲裁判断の追加をしなければならない。
- (4) 仲裁裁判所は、当事者の申立てがなくても仲裁判断を訂正することができる。
- (5) 第1054条は、仲裁判断の訂正、解釈又は追加に適用する。本編の任意規定に従わず、又は仲裁手続について合意した要件に従わない場合に、そのような違背について当事者が遅滞なく又はそれについて定められている期間内に異議を述べないときは、その当事者はもはや異議を主張することはできない。ただし、当事者が違背を知らず、かつ、知り得べからざるときは、この限りでない。」

・ 韓国法第34条〔仲裁判断の訂正・解釈および追加判断〕

- 「(1) 当事者が別途の合意により期間を定めていない限り、各当事者は仲裁判断の正本を受けた日から30日以内に次の各号の1に規定された訂正・解釈または追加判断を仲裁判断部に申し立てることができる。
1. 仲裁判断の誤算・誤記・その他これに類似する誤謬の訂正
 2. 当事者間の合意のある場合に仲裁判断の一部または特定争点に対する解釈

3. 仲裁手続で主張されたにもかかわらず仲裁判断に含まれなかった請求に関する追加判断。ただし、当事者間の別途の合意があるときにはこの限りでない。
- (2) 第1項の申立てをする場合、申立人は相手方当事者にその趣旨を通知しなければならない。
- (3) 仲裁判断部は、第1項第1号および第2号の申立てに対しては申立てを受けた日から30日以内に、同項第3号の申立てに対しては申立てを受けた日から60日以内に、これを判断しなければならない。この場合、第1項第2号の解釈は仲裁判断の一部を構成する。
- (4) 仲裁判断部は、判断日から30日以内に職権で第1項第1号の訂正をすることができる。
- (5) 仲裁判断部は、必要であると認めるときには第3項の期間を延長することができる。
- (6) 第32条の規定は仲裁判断の訂正・解釈または追加判断の形式に関してこれを準用する。」

(2) 追加の仲裁判断について

【初出】

仲裁廷が仲裁判断の一部について判断を脱漏した場合における追加の仲裁判断の可否、要件及び方式について、モデル法（模範法）第33条にならい、次のような規律とすることはどうか。

ア 当事者間に合意のある場合を除き、当事者は相手方当事者に通知をして、仲裁判断書を受領した後30日以内に、仲裁廷に対し、当該脱漏部分について、追加の仲裁判断をすることを申し立てることができる。

イ 仲裁廷は、前項の申立てに理由があると認めるときは、申立てを受けた日から60日以内に、追加の仲裁判断をする。

ウ イの追加の仲裁判断については、前記(1)アd及びeと同様に、追加の仲裁判断に係る仲裁判断書を作成し、当事者に対し、その謄本を送付しなければならない。

【説明】

民事訴訟には請求の一部について裁判の脱漏がある場合に行う追加判決の制度が設けられている（民事訴訟法第258条参照）が、仲裁にあっても、このような制度を設け、紛争の全体的解決を期する必要があると考えられる。もっとも、モデル法（模範法）第33条第(3)項は、当事者がこれを排除する旨の合意をし、あるいは、脱漏した部分についての追加判断を欲せず、その申立てをしない場合

には追加の判断はされないものとしており、枠内の考え方も、このような当事者の意思を尊重することを基本とし、モデル法（模範法）と同様の枠組みを提示したものである。

【コメント】

モデル法（模範法）第34条第(4)項は、仲裁判断取消しの裁判の申立てがされた場合において、一方の当事者の申立てにより、裁判所は、「仲裁手続の再開、又は仲裁廷が取消事由を除去すると考える措置をとる機会を与えるために、裁判所が定める期間取消の手続を停止することができる。」としている。この規定は、仲裁廷が仲裁手続の再開等をしたうえ、あらためて取消原因の付着しない仲裁判断をすることを許容したものであり、このような新たな仲裁判断は、仲裁判断の変更として位置づけられるものと解される。

仮に、このような制度の導入を検討する場合には、仲裁廷による事後的な仲裁判断の変更等についても、その根拠、要件等について規定を設けることが必要になるものと考えられる。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第33条〔判断の訂正及び解釈。追加的判断〕
 - 「(3) 当事者が別段の合意をしていない限り、当事者は、他方の当事者に通知して、判断受領の30日以内に、仲裁廷に対し、仲裁手続中に提起されながら判断から脱漏していた申立について追加判断をするよう申し立てることができる。仲裁廷が、申立を正当と認めるときは、60日以内に追加判断をしなければならない。
 - (4) 仲裁廷は、必要であれば、本条(1)項又は(3)項のもとの訂正、解釈又は追加判断をするための期間を延長することができる。
 - (5) 第31条の規定は、判断の訂正もしくは解釈又は追加判断に適用する。」
- ・ ドイツ法第1058条〔仲裁判断の訂正、解釈及び追加〕(前掲)
- ・ 韓国法第34条〔仲裁判断の訂正・解釈および追加判断〕(前掲)

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第34条〔仲裁判断に対する排他的不服申立（手段）としての取消の申立〕
 - 「(4) 裁判所は、判断取消を求められたとき、適当でありかつ一方の当事者の申立があるときは、仲裁手続再開の機会、又は仲裁廷が取消事由を除去すると考える措置をとる機会を仲裁廷に与えるために、裁判所が定める期間取消の手続を停止することができる。」